

公益社団法人群馬県鍼灸マッサージ師会 役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第25条の規定に基づき、役員報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給基準)

第3条 役員等に対する報酬は別表に定める額を上限として、支給する。

2 各理事の役員報酬の額は、理事会の決議により定める。

3 各監事の役員報酬の額は、監事の協議により定める。

4 役員に対しては、役員報酬のみを支給し、各種の手当、賞与、その他の財産上の利益及び退職手当は支給しない。

(報酬の支給日)

第4条 年額報酬については、年度末に支払うものとする。

2 業務の従事に係る報酬については、これを請求のあった日から遅滞なく、支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の銀行口座に振り込むことができる。

(公表)

第6条 この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行うものとする。

附則

- 1 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定める
- 2 この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表

非常勤役員報酬の上限額

- 1 年額報酬
理事 10,000円
監事 会員監事 10,000円 会員外監事 50,000円
- 2 会議出席等に係る報酬
1日当たり 県内 5,000円 県外 7,000円
2日以上に亘るときはそれぞれ、5,000円を支給
- 3 事務作業等に係る報酬
1時間当たり 850円